山口県アピアランスケア推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県アピアランスケア推進事業助成金(以下「助成金」という。) の交付について、山口県補助金等交付規則(平成18年山口県規則第138号。以下「規則」 という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成金は、化学療法・放射線療法による脱毛や手術療法による乳房切除など、が ん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用を助成することにより、がん患者の 心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを 目的として交付する。

(交付対象等)

- 第3条 知事は、前条の目的の達成に資するため、次に掲げる要件をすべて満たすがん患者(以下「対象がん患者」という。)のために、平成31年4月1日以降に次項各号に掲げる補整具を購入した者(対象がん患者本人又は同一世帯の者に限る。以下「交付対象者」という。)に対し、予算の範囲内で本助成金を交付する。
 - ① 山口県に住所を有すること。
 - ② がんの治療(薬物療法又は放射線療法)を受けた者若しくは現に受けている者又は乳がん等の治療(手術療法)を受けた者であって、当該治療による外見変貌を補完する補整具を必要とするものであること。
 - ③ 世帯の市町村民税のうち所得割課税年額が23万5千円未満であること。
 - ④ 当該交付申請に係る補整具の購入に対して、他の助成を受けていないこと。
 - ⑤ 過去に本要綱による助成金の交付を受けていないこと。
 - ⑥ 別表に掲げる医療機関のがん相談支援を受けていること。
- 2 助成金の交付の対象となる補整具(以下「対象補整具」)は、次に掲げるものとする。
 - ① 全頭かつら(装着に必要な頭皮保護用のネットを含む。)
 - ② ケア帽子(医療用帽子)
 - ③ 胸部補整具(補整下着、エピテーゼ等)
 - ④ 乳がん用バスタイムカバー(温泉入浴着)
- 3 助成金の額は、前項各号に掲げる補整具の購入経費の額に2分の1を乗じて得た額(3 万円を上限とし、1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額。)とする。

(交付申請及び実績報告)

- 第4条 交付対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、別記様式により、次の各 号に掲げる書類を添付して、知事に交付申請及び実績報告を行うものとする。
 - ① 領収書の写しなど対象補整具を購入したことが分かる書類
 - ② 診療明細書の写しなどがん治療を受療していることが分かる書類
 - ③ 対象がん患者の属する世帯員全員の所得及び課税額を証明する市町村長が発行する 書類
 - ④ その他知事が必要と認める書類

(交付決定及び交付額の確定等)

- 第5条 知事は、前条の規定による交付申請及び実績報告を受けた日の属する月の翌月末 日までに、助成金の交付決定及び交付額の確定を行い、交付対象者に通知するものとす る。
- 2 知事は、前項の交付決定及び交付額の確定を行ったときは、その旨を対象がん患者の 住所地の市町長及び第3条第1項第5号の相談支援を行った医療機関の長に通知するも のとする。
- 3 知事は、第1項の規定による交付額の確定を行った日から30日以内に助成金を交付する。

(交付決定の取消し等)

- 第6条 知事は、交付額の確定後において、当該交付申請が交付の要件を満たさないもの と認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 知事は、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、 既に助成金が交付されているときは、交付対象者に対し、期限を定めて、その返還を命 ずるものとする。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は知事 が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年6月14日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則(改正)

この要綱は、令和2年10月27日から施行する。

別表

圏域	医療機関
岩国	岩国医療センター
柳井	周東総合病院
周南	徳山中央病院
山口防府	県立総合医療センター
宇部小野田	山口大学医学部附属病院
	山口宇部医療センター
下関	済生会下関総合病院
長門	長門総合病院
萩	都志見病院